

2026年3月27日

定 款

株式会社 電通グループ

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 本会社は、株式会社電通グループと称し、英文では、DENTSU GROUP INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 広告、広報、パブリックリレーションズ、マーケティング、セールスプロモーション等の企画、立案、制作、販売等
- (2) イベント、大会、セミナー、会議等の企画、誘致、設営、運営、興行、放映、権利販売等
- (3) 看板、展示、展覧、装飾等の企画、設計、制作、施工、運営等
- (4) 産業、業種、業態、業界、市場、技術、サービス等に関する研究、調査、分析、情報収集等
- (5) 国、地方自治体、企業等の事業、組織、戦略、経営、ブランド、リスク、活動内容、改善計画等に関する研究、調査、分析、助言、提案等
- (6) 建築設備工事、鋼構造物工事、内装工事、電気通信工事、電気工事等の実施および建築の設計、監理等
- (7) 電気通信事業および電気通信に係る設備、機器、ソフトウェア等の開発、製造、製作、販売、賃貸、管理、保守等
- (8) 映画、番組、演劇その他コンテンツの企画、制作、上映、上演、公衆送信、頒布、販売等
- (9) 音楽、音声、映像、写真等およびその記録媒体、再生機器等の企画、制作、製造、複製、供給、販売等
- (10) キャラクター、マスコット、マーク、シンボル等の企画、制作、開発、販促利用、商品化等
- (11) 知的財産権その他の無体財産権の取得、利用、管理、運用等
- (12) 芸能タレント、スポーツ選手その他著名人のキャスティング、マネジメント、プロモーション等
- (13) 情報通信および情報処理に係る機器、システム、メディア、装置、技術、ソフトウェア、データベース、プログラム等ならびにそれらを利用または応用した商品およびサービスの企画、設計、研究、開発、販売、リース、運用、保守等
- (14) 印刷物の企画、制作、編集、製版、印刷、製本、加工、販売等
- (15) 物品（酒類、タバコ、医薬品等を含む。）の企画、制作、製造、賃貸借、管理、販売等
- (16) 商業店舗等の企画、経営、運営等
- (17) 警備業法に基づく警備業
- (18) 旅行業法に基づく旅行業
- (19) 株式その他の金融商品の取得、保有、運用、売買等
- (20) 金融、損害保険代理業、生命保険募集等
- (21) 集金代行、ファクタリング、決算代行等
- (22) 電子決済、電子署名認証その他電子商取引に係るサービスの提供等
- (23) 労働者派遣、職業紹介、人材教育、研修の実施、人材開発等
- (24) 施設、建造物その他の不動産の売買、賃貸借、開発、管理、保守、運用等

- (25) 地域開発、都市開発、観光開発、リゾート開発等の企画、調査、設計等
- (26) 設備、自動車、機械、機器、備品等の賃貸借、管理、保守、提供等
- (27) 貨物等の梱包、保管、運送、運搬等
- (28) 総務、経理、人事労務その他の事務等の受託代行業務
- (29) 前各号の事業に関するコンサルティング業務
- (30) 前各号の事業に附帯または関連する事業
(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 本会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

(機関)

第5条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会（以下「指名委員会等」という。）
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、1,100,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式	1,100,000,000株
第1回社債型種類株式	20,000,000株
第2回社債型種類株式	20,000,000株
第3回社債型種類株式	20,000,000株
第4回社債型種類株式	20,000,000株
第5回社債型種類株式	20,000,000株
第6回社債型種類株式	20,000,000株

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)

第7条の2 本会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式（第1回社債型種類株式ないし第6回社債型種類株式をいい、それぞれの種類の社債型種類株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。）を有する株主（以下「社債型種類株主」という。）との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

(単元株式数)

第8条 本会社の普通株式および社債型種類株式の単元株式数は、それぞれにつき100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し)

第 10 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 本会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、公告する。
3. 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他株主名簿および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 本会社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等、およびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 13 条 本会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

第 2 章の 2 社債型種類株式

(社債型種類株式優先配当金)

第 13 条の 2 本会社は、第 43 条第 1 項に基づき 12 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主または社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式 1 株につき、次に定める額の金銭（以下「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

当該社債型種類株式の 1 株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める配当年率（10 パーセントを上限とする。以下「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分の取扱いについては、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める。）

「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、本会社に対して払い込まれる 1 株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われ

る場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額)をいう。

2. ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る社債型種類株式優先配当金につき本項に従い累積した社債型種類株式累積未払配当金(以下に定義する。)の配当を除く。)の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。)。社債型種類株式累積未払配当金については、前項または次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。
3. 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額および社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

(社債型種類株式優先期中配当金)

第13条の3 本会社は、第43条第2項または第3項に基づき12月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める算定方法により決定される額の金銭(以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

(残余財産の分配)

第13条の4 本会社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。

当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める算定方法により算出される額

2. 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第13条の5 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(金銭を対価とする取得条項)

第13条の6 本会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、本会社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、当該社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加え

た額として、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。

(株式の併合または分割等)

第 13 条の 7 本会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。

2. 本会社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
3. 本会社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
4. 本会社は、株式移転（本会社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。
5. 前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金および社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により定める方法による。

(優先順位)

第 13 条の 8 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

第 3 章 株主総会

(招集時期)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

2. 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会で定めた代表執行役がこれにあたる。当該代表執行役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の執行役がこれにあたる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに、あらかじめ本会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 前項の議事録は10年間本店に、その写しを5年間支店に備置くものとする。

(電子提供措置等)

第 19 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(種類株主総会)

第 19 条の 2 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 324 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

3. 第 15 条および第 17 条ないし第 19 条の規定は、種類株主総会について準用する。

4. 第 13 条の規定は、毎年 12 月 31 日から 3 ヶ月以内に開催される種類株主総会について準用する。

5. 本会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

6. 本会社が次に掲げる行為をする場合において、ある種類の社債型種類株式の社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、本会社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、当該種類の社債型種類株式の社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

(1) 本会社が消滅会社となる合併または本会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転
(本会社の単独による株式移転を除く。)

(2) 本会社の特別支配株主による本会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る本会社の取締役会による承認

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 本会社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第 23 条 本会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から会長その他の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会の招集権者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則により定める。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 本社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。

2. 前項の議事録は10年間本店に備置く。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 本社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 本社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 指名委員会等

(委員の選定)

第31条 指名委員会等の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(委員会規則)

第32条 指名委員会等の各委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会の規則による。

第6章 執行役

(執行役の選任)

第33条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第34条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株

主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役および役付執行役)

第35条 代表執行役は、執行役の中から、取締役会の決議によって選定する。

2. 本会社は、取締役会の決議によって、執行役の中から執行役社長1名を選定するほか、執行役副社長その他の役付執行役を選定することができる。

(執行役の報酬)

第36条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。

(執行役の責任免除)

第37条 本会社は、取締役会の決議によって、執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

第8章 計算

(事業年度)

第41条 本会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 本会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 本会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、本会社はその支払の義務を免れる。

2. 前項の金銭には、定款に別段の定めがある場合を除き、利息を付さない。

●定款変更年月日

昭和 26 年 12 月 1 日制定
昭和 28 年 11 月 21 日改正
昭和 30 年 5 月 23 日改正
昭和 32 年 5 月 21 日改正
昭和 32 年 11 月 21 日改正
昭和 35 年 5 月 21 日改正
昭和 36 年 11 月 21 日改正
昭和 39 年 5 月 21 日改正
昭和 40 年 11 月 24 日改正
昭和 41 年 11 月 21 日改正
昭和 42 年 5 月 22 日改正
昭和 42 年 11 月 21 日改正
昭和 46 年 5 月 21 日改正
昭和 47 年 11 月 21 日改正
昭和 48 年 5 月 21 日改正
昭和 50 年 5 月 21 日改正
昭和 54 年 6 月 28 日改正
昭和 56 年 6 月 29 日改正
昭和 57 年 6 月 28 日改正
昭和 57 年 10 月 1 日改正
昭和 59 年 8 月 15 日改正
昭和 63 年 6 月 28 日改正
平成 3 年 6 月 28 日改正
平成 5 年 6 月 28 日改正
平成 6 年 6 月 28 日改正
平成 9 年 6 月 27 日改正
平成 10 年 6 月 26 日改正
平成 12 年 6 月 28 日改正
平成 13 年 6 月 28 日改正
平成 14 年 6 月 27 日改正
平成 15 年 6 月 27 日改正
平成 16 年 4 月 28 日改正
平成 16 年 6 月 29 日改正
平成 18 年 6 月 29 日改正
平成 19 年 6 月 28 日改正
平成 20 年 6 月 27 日改正
平成 21 年 1 月 4 日改正
平成 21 年 6 月 26 日改正

平成 22 年 6 月 29 日改正
平成 23 年 6 月 29 日改正
平成 25 年 6 月 27 日改正
2015（平成 27）年 6 月 26 日改正
2016（平成 28）年 1 月 1 日改正
2016（平成 28）年 3 月 30 日改正
2020 年 1 月 1 日改正
2020 年 3 月 27 日改正
2022 年 3 月 30 日改正
2023 年 3 月 30 日改正
2026 年 3 月 27 日改正